

不用な柿の木等の伐採を市が実施します

ツキノワグマ等を人の生活圏に誘引しないため

不用となった柿の木等の伐採事業を実施します!!

■出荷用として栽培していた果樹や耕作放棄地内へ現存する果樹は対象外です。

○「不用木」とは

- ・対象樹木は柿や栗などとし、最寄りの住家から半径200メートル圏内であること。
(ただし、現場確認により伐採が難しいもの、山の中にあるものは原則対象外とします。)
- ・ツキノワグマ等を誘引するおそれがある樹木であること。
- ・その所有者又は地域の団体等が利用していないものであること。

○ 伐採の条件

- ・出荷用、農地を守る目的として栽培していたものでないこと。
- ・再生が不可能となるよう、樹木を根元から伐採すること。
- ・申請者と樹木所有者が異なる場合は、所有者から同意を受けていること。
- ・市の指定する業者が作業を実施すること。



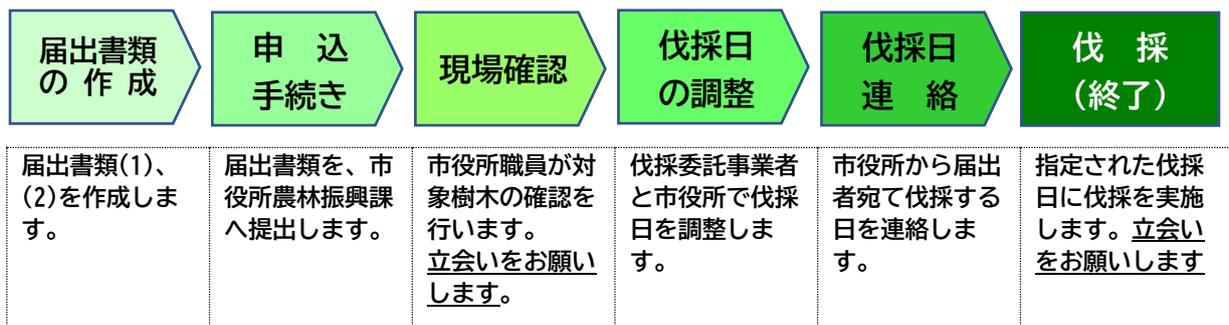
✓ 伐採には、事前に「伐採依頼書」を提出し、申込が必要となります。

申込は、市役所農林振興課で受け付けています。(電話・郵送での受け付けはしていません)

✓ 申込受付期間は、令和8年4月1日(水)から令和9年1月29日(金)まで (平日、8時30分～17時15分)

事業概要	・個人負担なしで、市が伐採を実施する事業 (ただし、伐採のみで、伐採後の搬出・処分、伐根は行いません。)
届出者	・伐採樹木(土地)の所有者または管理者 ・市税の滞納がない者
届出書類	(1) 富谷市鳥獣被害対策不用果樹(柿の木など)伐採の依頼書兼同意書(様式1) ※申込者と樹木所有者が異なる場合は、樹木所有者全員の同意書(様式2)も必要です。 (2) 伐採樹木位置図(任意様式) ※簡単にご記載下さい。受け付け時に詳しく聞き取りいたします。

○ 申込届出から伐採までの基本的な流れ



詳しい条件、不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

【問い合わせ】 富谷市 経済産業部 農林振興課 (☎ 022-358-0523)